

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年10月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500044号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年8月頃から昭和52年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で昭和49年8月頃から勤務したにもかかわらず、被保険者資格の取得年月日が昭和52年4月1日となっているとの回答を受けた。
A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、昭和49年8月頃を資格取得年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の一部の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間当時において、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の同僚は、「A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。また、職務の経験や勤務状況により、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる者と、しばらく様子を見てから同保険に加入させる者がいたと思う。」旨陳述している上、請求者が、同社で勤務していたとして名前を挙げた複数の者について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、請求者の雇用保険被保険者記録は、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録と符合する期間において確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない上、ほかの同僚からも、請求者が請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500051号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年1月6日から同年10月1日まで
私のA社における年金記録は、昭和19年10月1日からとなっているが、同年1月6日から正社員として勤務していたので、同日を労働者年金保険の資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の辞令書の写し、同僚の陳述内容及び同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、請求者が請求期間において同社B工場で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、昭和23年に解散しているため、請求期間の勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、「請求期間の一部の期間に請求者と同じ部署で勤務していた。」旨陳述する同僚のオンライン記録からは労働者年金保険被保険者記録は確認できない上、請求者に係る厚生年金被保険者名簿には、厚生年金保険法の施行(労働者年金保険法の改正)により、新たに被保険者となった者であることを示す「改」の表示が確認できることから、A社では、請求期間当時、請求者を労働者年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500034号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年11月16日から平成4年4月1日まで
私がA社のB店の店長として勤務した期間の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が、私の夫の同記録となっているので、調査の上、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び元役員の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社の業務に関わっていたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「請求者の夫は個人事業者の回収員として仕事をしていたが、途中で病気になったため、請求者の夫を恩情的に社会保険に加入させた。請求者とは雇用関係が無いため、厚生年金保険に加入させること及び同保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述している。

また、請求者は、「A社では私の夫が健康保険に加入し、私が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しているが、同社は政府管掌健康保険の適用事業所であることが確認できることから、健康保険と厚生年金保険の加入は一对のものであり、被保険者は厚生年金保険のみ加入することはできない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間当時請求者は、請求者の夫のA社に係る健康保険の被扶養者であったことが確認できることから、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に請求者の氏名等は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500053号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月1日から昭和50年11月21日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低額になっている。私の給与額は、昭和45年4月の初任給が月額4万円で、昭和49年まで毎年4月に2万円ずつ昇給があり、退職前は月額12万円であったと記憶している。また、私の雇用保険受給資格者証を基にB公共職業安定所で退職時前6か月における1か月当たりの平均賃金額を試算してもらったところ、13万8,000円と確認できたので、調査の上、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和50年12月4日付けの請求者の雇用保険受給資格者証に記載されている基本手当日額(2,760円)を基に、退職時前6か月における1か月当たりの平均賃金額を試算すると、13万8,000円となるが、昭和50年度の雇用保険の基本手当日額は、毎月の賃金額に賞与額を含めた退職時前6か月の賃金総額に基づき算出されるため、A社の同僚は、「A社では、賞与が夏と冬の年2回支給されており、昭和50年夏季賞与も支給された。」旨陳述していることから、当該平均賃金額には賞与額が含まれている可能性があると考えられる。

一方、昭和50年度の厚生年金保険の標準報酬月額は、賞与額を含まない取扱いであったため、前述の退職時前6か月における1か月当たりの平均賃金額と標準報酬月額は必ずしも一致するものではない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主の所在も不明であるため、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

なお、同僚の一人から提供されたA社の給料支払明細書（昭和44年1月分から昭和50年11月分まで）を検証したところ、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できることから、同社においては、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料控除が行われていたものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500056号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生まれ
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで
私は大学卒業後、請求期間において、B校で産休の養護教諭の補充として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C教育委員会から提出されたA教育委員会の発令通知書の写しから、請求者がA教育委員会に採用され、昭和53年4月8日から同年7月20日までの期間において臨時講師、同年7月21日から同年11月11日までの期間において産休臨時講師、及び同年11月12日から昭和54年3月31日までの期間において育児休業臨時講師として、B校で勤務しており、請求期間の全てにおいて臨時的任用教職員であったことが確認できる。

しかしながら、A教育委員会は、「当委員会で臨時的任用教職員を厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和63年4月1日からであり、それより前の期間については同保険に加入させる規定が無く、請求者についても加入させていないと考えられる。」旨回答している。

また、A教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500052号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月から同年12月まで

A社において、三輪ダンプの運転手として勤務し、厚生年金保険に加入して、同社から厚生年金保険被保険者証をもらったにもかかわらず、被保険者記録が無い。

私が、A社からもらった厚生年金保険被保険者証を持っていたことについて証言してくれる人が見付かったので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における業務内容等に関して詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚13名に照会を行い、6名から回答が得られ、そのうち複数の同僚は、「同社では、厚生年金保険には正社員は加入させていたが正社員以外の者は加入させていなかった。」旨陳述している上、前述の同僚の一人は、「私自身も10年ぐらい勤務したが、同社が倒産する数か月前に現場監督となり正社員になった。そのため、厚生年金保険の加入記録は数か月しか無い。」旨陳述していることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると同社は昭和42年5月25日に解散していることから、関係資料は得られない上、請求期間当時の事業主は死亡しており、請求者の請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な訂正等の形跡は無い。

加えて、請求者は、A社において、厚生年金保険被保険者証の交付を受け、同社の次に勤務した事業所の同僚が同被保険者証を持っていたことを証言してくれる旨述べているが、当該同僚に当時の状況について聴取しても具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500054号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年5月から昭和50年5月まで
A事業所で勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、請求期間について年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所の事業主及び業務内容に関して詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和49年5月7日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるが、後継事業所も既に適用事業所ではなくなっており関係資料が得られない上、同事業所が適用事業所になった当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間のうちA事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和49年5月以降に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚7名に照会したが、請求者が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる回答は得られない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったと同時に同被保険者資格を取得している者のうち1名は、「入社した当時、最初は厚生年金保険に加入できなかった。」旨回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者が一緒に仕事をしていたとして名前を挙げた同僚及び請求者の氏名等は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。